

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出事項一覧

2部提出のこと

番号	届出の種類	提出者	届出の期限	届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
1	騒音発生施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで	騒音発生施設設置(使用)届出書 (様式第7号)	騒音発生施設の配置図 特定工場等及びその付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 15万円以下の罰金	交付	条例36、 98
2	経過措置に伴う届出(使用の届出)		指定地域となった日又は騒音発生施設となった日から30日以内					
3	騒音発生施設の種類ごとの数の変更の届出	騒音発生施設の設置 又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで	騒音の防止の方法変更届出書 (様式第9号)		条例38、 99		
4	騒音防止の方法の変更の届出							変更の日の30日以内
5	氏名(名称、住所、所在地)の変更の届出	承継者	使用廃止の日から30日以内	騒音発生施設使用廃止届出書 (様式第3号)	なし	なし	なし	
6	特定施設のすべての使用の廃止の届出							承継の届出
7	承継の届出	設置者	すみやかに	環境保全監督者選任(解任)届出書(様式第18号)			条例90	
8	環境保全監督者の専任又は解任届出の届出							